明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔省　令〕
○日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則を廃止する省令（総務九六）　二
○スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（文部科学三五）　二
○港湾調査規則の一部を改正する省令（国土交通九六）　二
〔規　則〕
○公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委三）　四
○公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（公害等調整委五）　四
〔告　示〕
○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（公正取引委二）　五
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境三）　五
○消防水利の基準の一部を改正する件（消防庁一九）　五
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（外務四六一）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一九四）　六
○全国路線網に属する高速道路等の道路整備特別措置法第三条第一項又は第六項の規定による許可に係る料金の額及びその徴収期間に係る公聴会規程の一部を改正する件（同一一九五）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一九六）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一一九七）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一一九八）　八
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二四九～二五三）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二五四）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二五五）　九
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二五六）　九
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示の一部を改正する告示（同二五七）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局二三九、二四〇）　一〇
○都市計画に関する件（中部地方整備局一三二、一三三）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一六一）　一一
○都市計画に関する件（同一六二、一六三）　一一
○都市計画に関する件（九州地方整備局一五五、一五六）　一二
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委五五）　一二
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委二九七）　一二
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　法務省　一二
〔叙位・叙勲〕　一二
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　一三
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一六
会社その他

# 省令

**○総務省令第九十六号**

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

総務大臣　松本　剛明

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則を廃止する省令

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則（平成十八年総務省令第七十二号）は、廃止する。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○文部科学省令第三十五号**

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

文部科学大臣　盛山　正仁

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十三年の禁止表」を「二千二十四年の禁止表」に、「二千二十三年一月一日」を「二千二十四年一月一日」に改める。

**附　則**

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

**○国土交通省令第九十六号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように順次改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （集計事項及び集計方法） | （集計事項及び集計方法） |
| **第十条**　（略） | **第十条**　（略） |
| 2　都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るものを含む。以下「調査票情報等」という。）を国土交通大臣に送付しなければならない。 | 2　国土交通大臣は、前項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。 |
| 3　国土交通大臣は、第一項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。 | （新設） |
| （結果の公表） | （結果の公表） |
| **第十四条**　国土交通大臣は、第十条第三項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。 | **第十四条**　国土交通大臣は、第十条第二項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。 |
| 月報　調査月の翌翌月末日 | 月報　調査月の翌翌月末日 |
| 年報　調査年の翌年十二月末日 | 年報　調査年の翌年十二月末日 |
| （調査票等の保管） | （調査票等の保管） |
| **第十五条**　（略） | **第十五条**　（略） |
| 2　国土交通大臣は、調査票情報等及び集計表を収録した電磁的記録を作成し、これを永年保存する。 | 2　国土交通大臣は、集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、これを永年保存する。 |
| **附　則** | |
| （施行期日） | |
| 1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。 | |
| （経過措置） | |
| 2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。 | |

# 規則

**○公正取引委員会規則第三号**

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び公正取引委員会が所管する関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第二条**　［略］<br>２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一　電子署名　次に掲げるものをいう。<br>イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名<br>ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名<br>ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名<br>二　［略］<br>（電子情報処理組織による申請等）<br>**第四条**　［略］<br>２・３　略<br>４　行政機関等が指定するところにより識別符号及び暗証符号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号を電子計算機から入力しなければならない。<br>５　［略］ | （定義）<br>**第二条**　［同上］<br>２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。<br>［加える］<br>［加える］<br>［加える］<br>二　［同上］<br>（電子情報処理組織による申請等）<br>**第四条**　［同上］<br>２・３　同上<br>４　行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。<br>５　［同上］ |

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第六条**　行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

［２～４　略］

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

**第七条**　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

［二・三　略］

（電磁的記録による作成等）

**第九条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第六条**　行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

［２～４　同上］

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

**第七条**　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

［二・三　同上］

（電磁的記録による作成等）

**第九条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の九の規定により、同法第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条の規定による送達事項を記載した書面の作成及び提出に代える場合は当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法に限るものとする。

２　行政機関等が、公正取引委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（氏名等を明らかにする措置）

**第十条**　［略］

２　法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部改正）

**第二条**　下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成十五年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第二条**　法第三条第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。<br>一　［略］<br>二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法<br>［2・3　略］ | **第二条**　法第三条第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。<br>一　［同上］<br>二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法<br>［2・3　同上］ |

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

## ○公害等調整委員会規則第五号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び公害等調整委員会関係法令を実施するため、公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和五年公害等調整委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第二条**　［略］<br>２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一　電子署名　次に掲げるものをいう。<br>イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名<br>ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名<br>ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名<br>［二　略］<br>（電磁的記録による作成等）<br>**第十二条**　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 | （定義）<br>**第二条**　［同上］<br>２　［同上］<br>一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。<br>［二　同上］<br>（電磁的記録による作成等）<br>**第十二条**　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 |

| | |
|---|---|
| する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 | する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。